

相模原市行財政構造改革プラン  
(第2期)

(案)

令和 年 月

相模原市行財政構造改革本部

## 目 次

I	はじめに	1
II	本市の財政状況	2
1	令和4年度普通会計決算(実質収支)の状況	2
2	経常収支比率の状況	3
3	基金残高の状況	4
4	第2期における財政見通し	5
III	本市が目指すべき姿等	7
1	今後本市を取り巻く状況の見通し	7
(1)	将来人口推計	7
(2)	新型コロナウイルス感染症が本市に与えた影響	8
(3)	本市が目指すべき姿	8
2	「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」	9
(1)	本市が特に重点的に力を入れる取組	9
(2)	本市の個性を生かす分野	11
IV	基準財政モデル及び目的別経費ごとの活用可能額の設定	12
1	本市の基準財政モデル	12
2	目的別経費ごとの活用可能額	13
3	持続可能な行財政基盤の構築に向けた財政運営の取組	14
(1)	財政構造の歪みの解消	14
(2)	重点分野等配分枠の明確化	14
(3)	各年度における目的別経費ごとの活用可能額の設定	14
V	第1期における改革項目の見直し	15
1	新たなまちづくり事業等の選択と集中	15
2	既存の公共施設等の見直し	16
VI	第2期から着手する改革項目	17
	<u>歳入における取組項目</u>	
1	市税収入等の確保対策【拡充】	17
2	「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養策	17
3	民間資金等の活用【拡充】	18
4	未利用市有地の売却・有効活用【拡充】	18
5	更なる財源確保【拡充】	18
6	歳入確保対策の体制強化	19

## 歳出における取組項目

- 1 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し ..... 19
- 2 総人件費の適正管理 ..... 22

## VII 持続可能な行財政運営の推進に向けて ..... 23

- 1 改革による収支の改善予測 ..... 23
  - (1) 第2期における改革項目の取組による見直し効果 ..... 23
  - (2) 各種基金の活用 ..... 23
  - (3) 予算編成による歳出超過の解消 ..... 24
- 2 行財政構造改革プランの取扱い ..... 26

## 財政健全化の目標

- (1) 歳出超過の解消 ..... 26
- (2) 持続可能な財政運営の確立 ..... 26
- (3) 経常収支比率の改善 ..... 27

## 資料編

- I 第1期における改革項目の取組状況 ..... 28
- II 改革項目の取組状況及び第2期における取組予定 ..... 34
- III 会議等の開催経過 ..... 48
- IV 市民等への説明・対話の実施状況 ..... 49

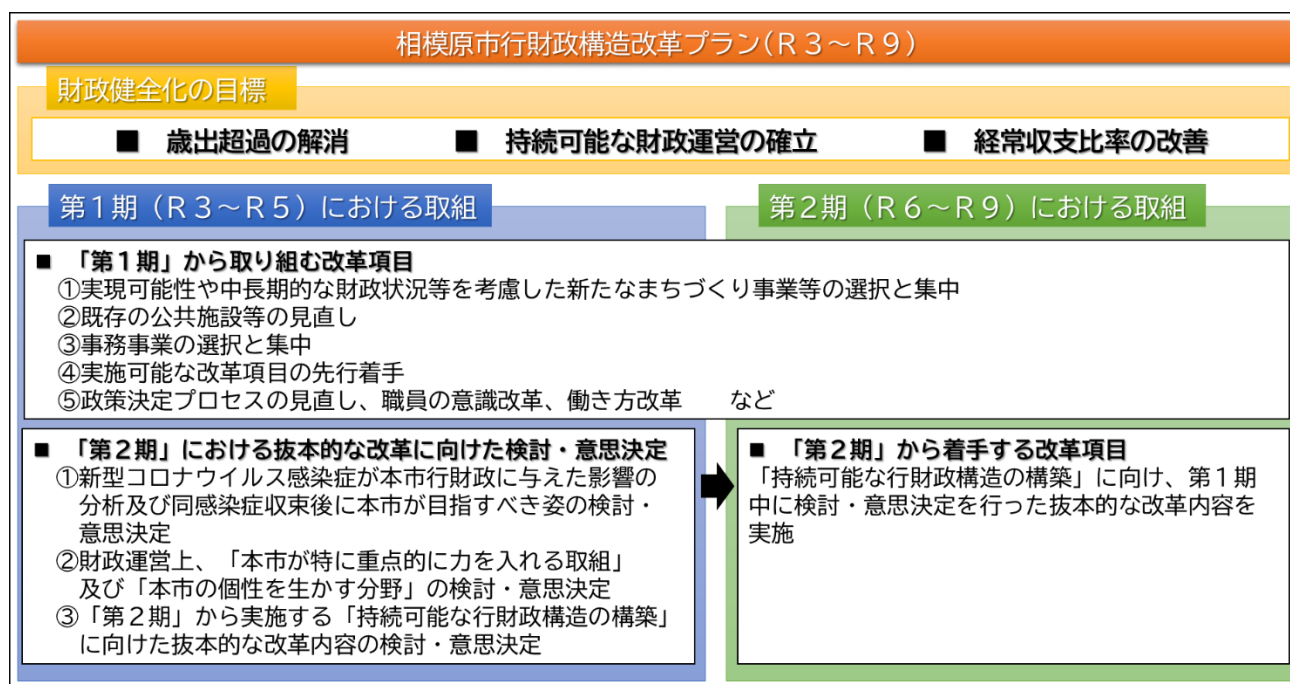
## I はじめに

本市では、令和2年10月末時点の長期財政収支の試算により見込まれた令和3年度から令和9年度までの間における累計816億円の歳出超過を解消し、今後の人口減少と著しく財政が硬直化している中であっても、相模原市総合計画(以下「総合計画」という。)の基本構想で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまちさがみはら」の実現に向けた持続可能な行財政基盤を構築するため、令和3年4月に相模原市行財政構造改革プラン(以下「改革プラン」という。)を策定しました。

改革プランにおける改革項目の取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症収束後に本市が目指すべき姿等を踏まえる必要があったことから、計画期間を第1期(令和3年度から令和5年度まで)と第2期(令和6年度から令和9年度まで)に分けており、第1期においては、実現可能性や中長期的な財政状況等を考慮した新たなまちづくり事業等の選択と集中、既存の公共施設等の見直し、扶助費を始めとする社会保障施策等の見直しなどの実施可能な改革項目の先行着手、政策決定プロセスの見直し、職員の意識改革、働き方改革など、様々な改革項目に取り組むとともに、第2期から行う抜本的な改革内容の検討及び意思決定を行ってきました。

改革プラン第2期については、新型コロナウイルス感染症が本市行財政に与えた影響の分析や今後の財政見通しを踏まえた上で、本市が目指すべき姿並びに財政運営上「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」を定めるとともに、第1期における検討結果に基づき、持続可能な行財政基盤の構築に向けた抜本的な改革項目を定めるものです。

(図1) 行財政構造改革プランの体系図



## II 本市の財政状況

### 1 令和4年度普通会計決算(実質収支)の状況

本市の令和4年度の普通会計<sup>1</sup>決算は、歳入が3,541億円、歳出が3,365億円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、176億円となりました(表1)。

歳入の主な特徴としては、雇用・所得環境が改善し給与所得が増加したことなどによる個人市民税の増加などの要因による市税の増加や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するための業務継続計画<sup>2</sup>の実施等による令和3年度からの繰越金の増加が挙げられます。

歳出の主な特徴としては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防対策事業費の増加などの要因による衛生費の増加、エネルギー価格や物価の高騰に対応するための市民や事業者等への支援に係る経費の支出並びに市街地整備基金及び公共施設保全等基金への積立てなどの要因による土木費及び総務費の増加などが挙げられます。

また、形式収支から、年度内に事業が完了しなかったことによる翌年度への繰越財源(16億円)を除いた実質収支は160億円となり、標準財政規模<sup>3</sup>に対する実質収支の割合である実質収支比率<sup>4</sup>は、8.9%となりました(表1、図2)。

(表1) 令和4年度普通会計決算の状況

	令和4年度	令和3年度	対前年度比	令和元年度 (参考)
①歳入	3,541億円	3,432億円	+109億円	3,066億円
②歳出	3,365億円	3,175億円	+190億円	2,964億円
③形式収支(①-②)	176億円	257億円	△81億円	103億円
④繰越財源	16億円	11億円	+5億円	12億円
⑤実質収支(③-④)	160億円	246億円	△86億円	91億円
⑥実質収支比率	8.9%	13.3%	△4.4%	5.3%

※端数処理のため、表間の数値が一致しない場合があります。以下同様

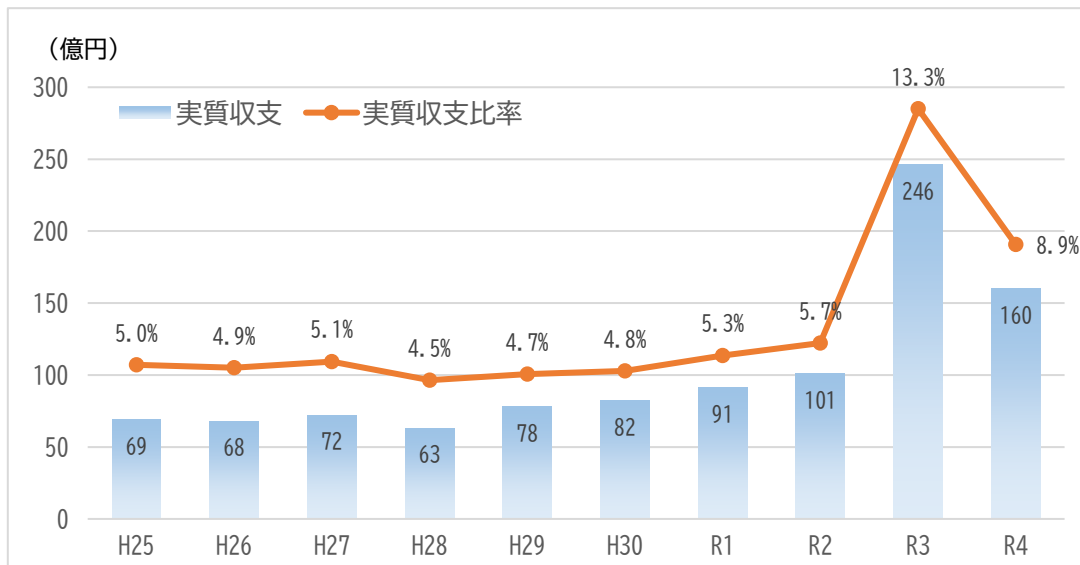
<sup>1</sup> 普通会計：地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額をいいます。

<sup>2</sup> 業務継続計画：感染症がまん延した際においても、限られた職員数の中で、市民の生命と健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめるよう、必要な体制を定めることを目的とした計画で、新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月から令和5年3月までを業務継続計画の期間としました。

<sup>3</sup> 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

<sup>4</sup> 実質収支比率：財政収支の健全性を表す指標で、概ね3～5%が望ましいといわれていますが、地方公共団体の財政規模や当該年度の経済事情などにより、一概にいえるものではありません。

(図2) 実質収支比率の推移

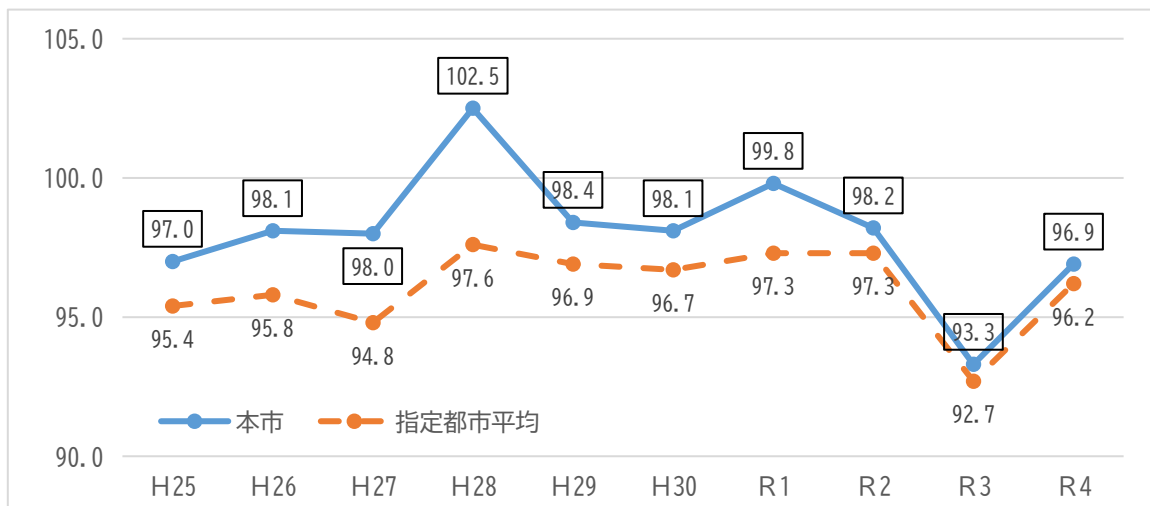


## 2 経常収支比率の状況

令和4年度決算における本市の経常収支比率<sup>5</sup>は96.9%となり、指定都市平均96.2%(速報値)を0.7%上回りました(図3)。

改革プラン策定時(令和元年度)における経常収支比率に比べると一定の改善が図られており、これは市税収入が堅調に推移していることのほか、新型コロナウイルス感染症に対応するための業務継続計画の実施により経常的事業に係る歳出が抑制されたことなどによるものと考えられますが、依然として他の指定都市と比較してやや高い数値となっており、財政構造の弾力性は低い状態となっています。

(図3) 経常収支比率の推移



(出典：総務省「財政状況資料集」(令和4年度は、速報値))

<sup>5</sup> 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標です。一般的に70~80%が適正水準といわれています。

### 3 基金残高の状況

本市の財政調整基金及び特定目的基金の残高の推移は、図4のとおりです。

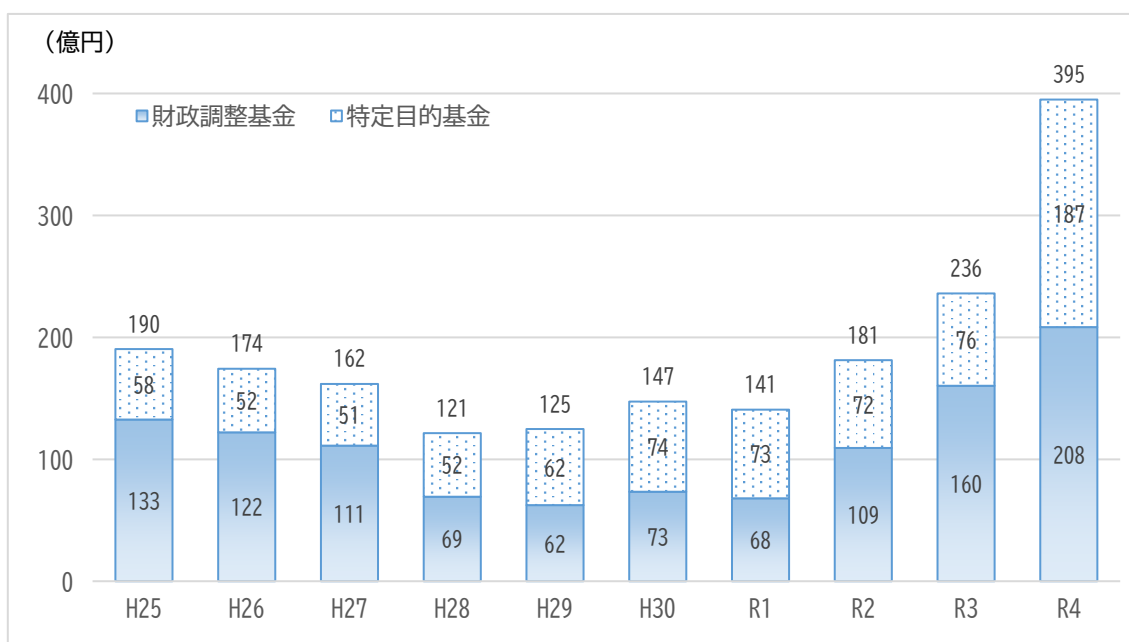
財政調整基金については、市税収入が堅調に推移したことにより、令和4年度中の取崩し額が当該年度の予算現額129億円に対して76億円に留まったことや、令和3年度の決算剰余金のうち124億円を積み立てたことなどにより、令和4年度末における財政調整基金の残高は、対前年度比48億円増の208億円となりました(表2)。

また、特定目的基金については、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る市街地整備基金への積立てや相模原市公共施設マネジメント推進プラン及び各種公共施設の長寿命化計画に基づく事業に係る公共施設保全等基金への積立てなどにより、特定目的基金全体の残高は、対前年度比111億円増の187億円となりました。

(表2) 令和4年度末における基金の現在高の状況

	令和4年度	令和3年度	対前年度比
財政調整基金	208億円	160億円	+48億円
特定目的基金	187億円	76億円	+111億円
市街地整備基金	75億円	4億円	+71億円
公共施設保全等基金	35億円	5億円	+30億円
まち・ひと・しごと創生基金	14億円	7億円	+7億円
地球温暖化対策推進基金	6億円	1億円	+5億円
その他	57億円	59億円	△2億円
合計	395億円	236億円	+159億円

(図4) 基金の年度末現在高の推移



#### 4 第2期における財政見直し

令和5年10月に長期財政収支の見直しを行ったところ、第2期における歳出超過の累計見込額は280億円となり、改革プラン策定時における第2期中の歳出超過額の推計(531億円)と比べて251億円の減少となりました。

これは、歳入において、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用や所得の環境が悪化することを想定し、市税の大幅な減収を見込んでいましたが、国の支援策等の効果によりその減収幅が少なかったことや、歳出において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「新たな生活様式」を踏まえて事業の在り方・実施方法の見直しを行ったことや、改革プランにおける改革項目の取組が一定の効果として表れてきたことによるものと捉えています。

本市を取り巻く財政状況は、改革プラン策定時と比べて改善の方向に向かっていると考えられますが、少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、公共施設の長寿命化事業に係る経費の増加などの要因により、依然として多額の歳出超過が生じる見込みとなっていることから、引き続き第2期においても改革項目の取組を推進することにより、着実に歳出超過の解消を図る必要があります。

##### 【長期財政収支の推計の条件】

- 1 歳入・歳出ともに、令和5年度当初予算をベースとして推計しました。
- 2 歳入については、直近の決算の状況や将来人口推計等を参考に、客観的に見込むことができる収入を計上しました。
- 3 歳出のうち人件費、公債費、扶助費、繰出金及び長寿命化経費については、直近の決算の状況や将来人口推計等を参考に、必然的に増額が見込まれる経費を計上しました。なお、令和5年度の人事委員会勧告への対応分については人件費に、令和6年8月から実施する小児医療費助成事業の拡充による影響分については扶助費にそれぞれ計上しています。
- 4 歳出のうち総合計画推進プログラム経費については、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の再開に伴う経費、中学校給食全員喫食推進事業に要する経費、橋本駅周辺整備推進事業に要する経費などを新たに計上しました。
- 5 行政運営推進経費については、職員の定年延長に伴う退職手当の支給年度に偏りが生じるため、その平準化を目的とした基金への積立金や、物価高騰の影響を受けている公共施設の光熱水費などの経費を計上しました。



(表3) 長期財政収支(令和6年度～令和9年度)

## 長期財政収支（一般会計） 事業費ベース

長期財政収支については、税制改正を始めとした国の制度改正や、社会経済の情勢、給与等の改定、事業の進捗状況などにより、今後変動する場合があります。

## 1 歳入

(単位：億円)

		当初	推計				合計
		R5	R6	R7	R8	R9	R6～9
(1)	市税	1,343	1,357	1,363	1,371	1,364	5,455
(2)	地方譲与税・交付金	273	278	278	278	277	1,111
(3)	地方交付税	242	251	264	266	267	1,048
	うち普通交付税	233	242	255	257	258	1,012
(4)	国・県支出金	879	934	959	978	991	3,862
(5)	市債	196	230	263	251	281	1,025
	うち建設債等	110	148	199	194	219	760
	うち災害復旧債	8	8	8	8	8	32
	うち臨時財政対策債	78	74	56	49	54	233
(6)	その他	353	338	313	318	307	1,276
合 計 (A)		3,286	3,388	3,440	3,462	3,487	13,777

## 2 歳出

(1)	人件費	753	794	776	787	776	3,133
(2)	公債費	263	265	255	261	267	1,048
	うち臨時財政対策債分	111	103	103	100	91	397
(3)	扶助費	1,019	1,079	1,117	1,131	1,140	4,467
	うち市単独事業分	136	139	143	144	145	571
(4)	繰出金	208	230	236	238	242	946
(5)	長寿命化事業費	75	126	175	194	236	731
	うち再編再整備・大規模改修分	0	7	50	72	98	227
(6)	総合計画推進プログラム経費	190	187	180	190	205	762
	うち重点分野等配分枠	32	36	36	36	36	144
(7)	行政運営推進経費 (1)から(6)までの経費以外)	778	765	743	725	737	2,970
合 計 (B)		3,286	3,446	3,482	3,526	3,603	14,057

## 3 収支

収 支 (C) = (A) - (B)	0	▲ 58	▲ 42	▲ 64	▲ 116	▲ 280
---------------------	---	------	------	------	-------	-------

※令和5年10月時点における試算の数値であり、今後、変動する場合があります。

### Ⅲ 本市が目指すべき姿等

#### 1 今後本市を取り巻く状況の見通し

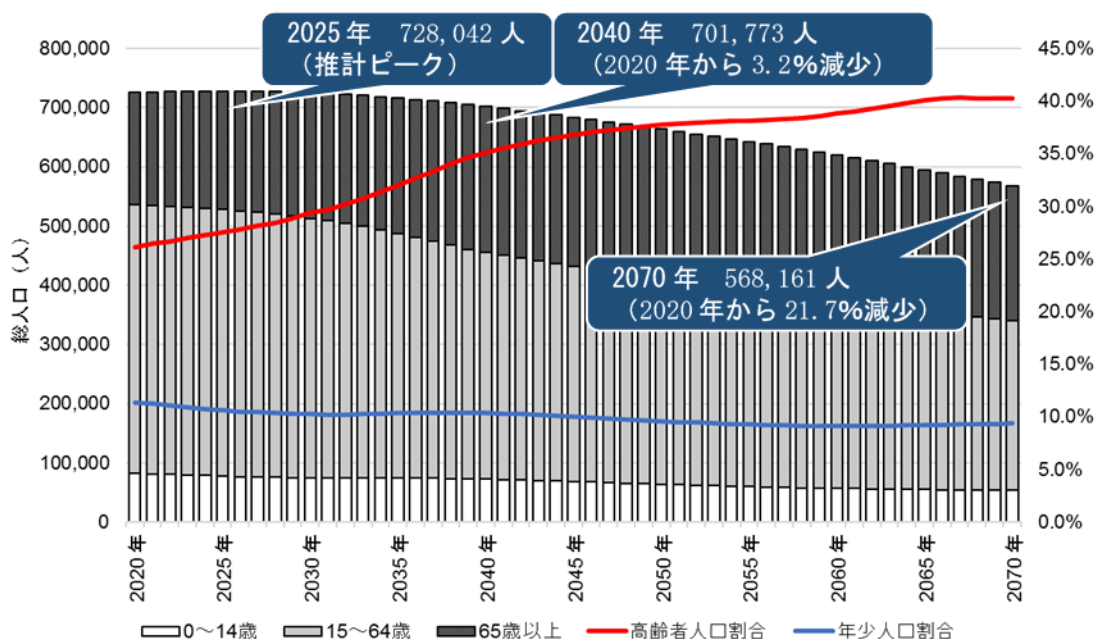
##### (1) 将来人口推計

令和4年度に実施した将来人口推計では、本市の人口は、2020年(令和2年)の約72万5千人から増加し、2025年(令和7年)に約72万8千人でピークを迎え、2040年(令和22年)には約70万1千人に減少する見込みとなっています(図5参照)。

また、更なる高齢化が進行し、高齢者人口(65歳以上)は、2020年(令和2年)の約18万9千人(26.1%)から増加し、2037年(令和19年)に約23万6千人(33.3%)となり、市民の3人に1人が高齢者となる見込みとなっています。

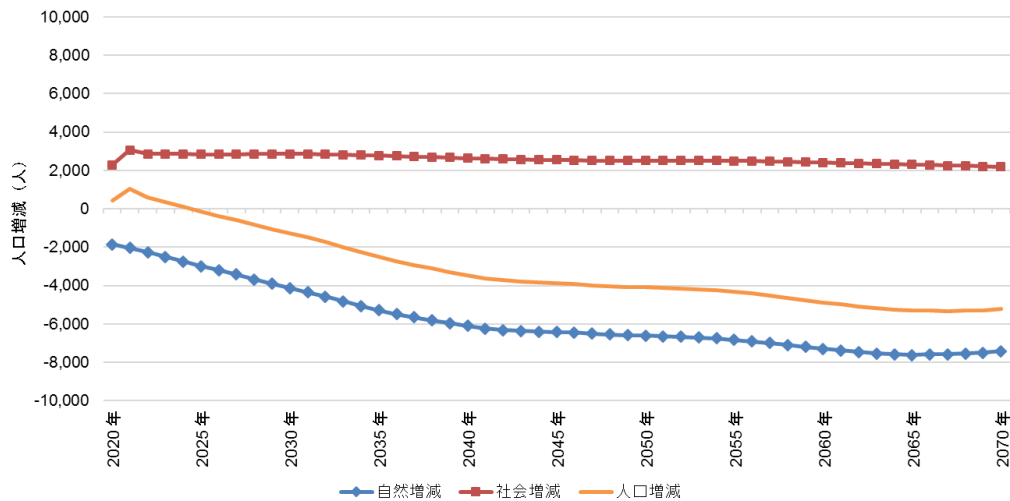
人口割合では、2040年(令和22年)までに高齢者人口の割合は9%程度増加する一方で、年少人口(15歳未満)の割合は1%程度減少し、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の割合は8%程度減少する見込みとなっています。

(図5) 将来人口推計(令和4年度実施)



人口動態については、2020年(令和2年)以降、社会増減は毎年2千から3千人程度の転入超過で横ばいに推移する一方で、自然増減は減少が加速を続ける予想で、2040年(令和22年)には全体として約3千人の自然減を見込んでいます(図6参照)。

(図6) 人口動態



## (2) 新型コロナウイルス感染症が本市に与えた影響

本市の行財政運営に際しては、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に置くための業務継続計画の実施に伴い、既存業務の継続のための選択と集中を行ってまいりました。中でも、感染対策に極めて重要なワクチンの接種体制の整備や医療提供体制の確保に万全を期すことや、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により影響を受けたまちのにぎわいを取り戻すため、ポストコロナを見据えた地域経済の活性化などへの注力が強く求められました。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応が多くの変化をもたらしました。外出自粛の影響により、テレワークやオンライン会議が急速に普及し、これまでの職住近接が重視された価値観から、日々の生活環境が充実した地域への居住ニーズに変化し、都心から近距離にありながらも自然環境豊かな本市は転入超過が拡大しました。こうしたライフスタイル・ビジネススタイル両面での変化等を的確に把握し、各施策の取組の方向性を見直す必要が生じています。

## (3) 本市が目指すべき姿

今後のまちづくりにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前には想定されなかった突発的な対応に加え、その時々状況により目まぐるしく変化する暮らし方や働き方、変容する価値観を常に把握・分析し、これらに対応した施策を講じることが求められています。

このような状況においても、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの整備に伴う経済・交流圏域の拡大や、都市と自然のベストミックスなどの本市の特徴を踏まえた、総合計画の基本構想に定める本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」は、本市が目指すべき姿として変わることのない目標です。

このため、将来像の実現に向けては、地方創生の取組を推進することに加え、ポストコロナの時代において、市民や企業等の行政に対するニーズや、生活環境、経済活動に

において重視する要素などを的確に捉え、EBPM<sup>6</sup>的観点を持って各施策を推進することにより、真に満足度が高い「選ばれるまち」を目指します。

## 2 「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」

本市の市税収入の多くは個人市民税が占めており、歳入確保の観点においても、人口逡減が課題となります。また、高齢化の進行等により社会保障費の負担の増加も懸念されています。こうしたことから、本市が今後も持続可能な行財政基盤を構築するためには、人口の確保対策に加え、その構成(年少人口・生産年齢人口と高齢者人口)のバランスを維持・改善していく必要があります。

こうした課題への対応は、人口減少に歯止めをかける地方創生の視点と重なることから、総合計画基本計画に定める分野横断的に取り組む重点テーマである「少子化対策」、「雇用促進対策」及び「中山間地域対策」を、改革プランにおける財政運営上「本市が特に重点的に力を入れる取組」として位置付け、引き続き推進します。

また、多くの方に本市を選んでもらい、バランスのとれた人口構成を目指すためには、未来に希望を抱くことができるまちである必要があることから、「子育て」、「教育」及び「まちづくり」の分野を「本市の個性を生かす分野」として位置付け、重点的に取り組みます。

### (1) 本市が特に重点的に力を入れる取組

#### ア 少子化対策

本市の令和2年の合計特殊出生率は神奈川県と比較しても低い状況です。子どもを生み育てたいと思う市民の想いをかなえていくためには、子どもが健やかに生まれ育つ社会や妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって従前の生活や就労の場が失われることのない社会を実現していくことが必要です。

子育て世帯の増加は、高齢化が進行する本市の人口構成のバランス改善に寄与しますが、全国的に生産年齢人口が減少する中では容易ではありません。こうした状況下において、他の自治体と比較してなお、本市が選ばれるまちとなるための取組が必要であることから、子育てしやすい環境づくりの推進に向けて「雇用促進対策」と連携した少子化対策に取り組めます。

#### イ 雇用促進対策

本市ではこれまで、大学進学期に当たる世代が大幅な転入超過の傾向にある一方、20代から30代までの就職・住宅購入期の世代は転出超過となっていました。近年の取組等により解消される傾向にあります(図7)。

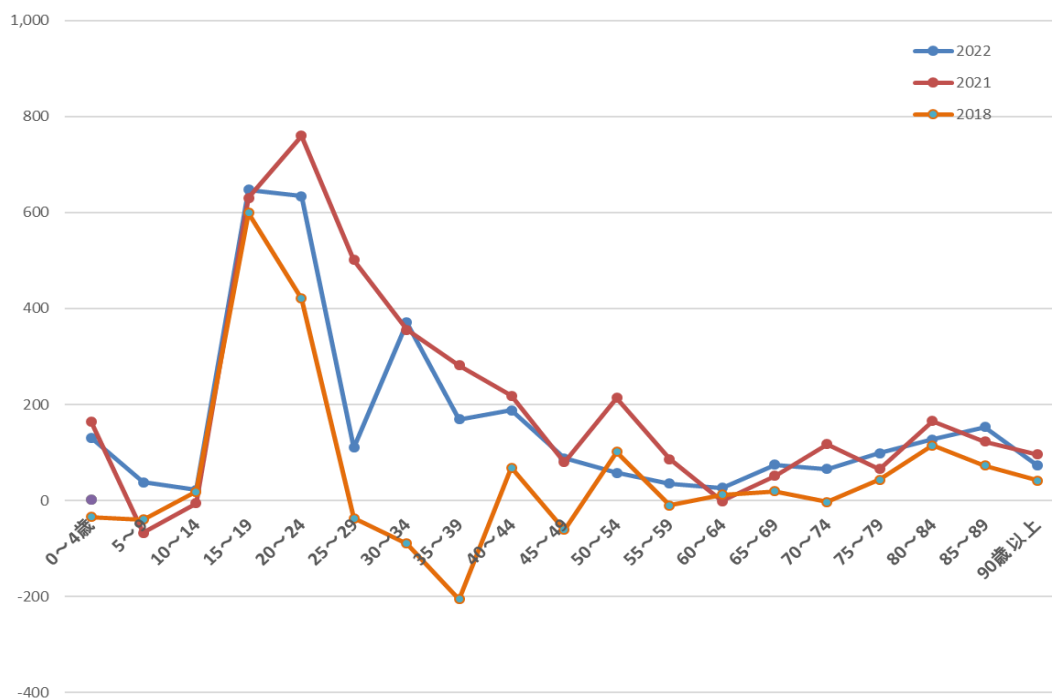
引き続き、工業、農林業、商業、観光など産業全体の活性化により多様で安定した雇用の場の創出・拡大を図るとともに、就労・労働環境、住環境の整備を進めるこ

<sup>6</sup> EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)：政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事です。

とで、誰もが活躍できる環境をつくっていくことが必要です。

こうしたことから、A I、ロボットなどの先端技術の活用による様々な産業分野の成長や新産業の創出の促進により、新たな雇用の場の創出や子育て世代の定住促進・就労支援など、多様で安定した雇用の確保などを図るとともに、広域交通ネットワークの形成や、広域交流拠点の形成に向けて取り組み、本市ならではの都市基盤の活用と産業基盤の形成を一体的に進めることで、地域経済を活性化し、地域の強みを生かした雇用の場の拡大につなげます。

(図7) 年齢別転入超過数



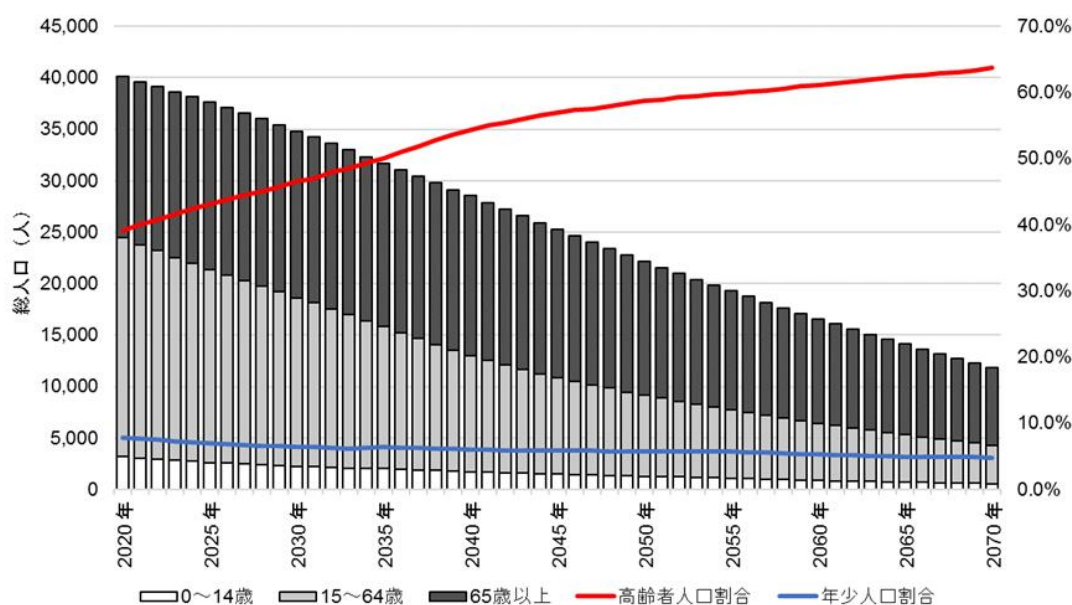
(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

## ウ 中山間地域対策

本市の中山間地域の将来人口推計では、2020年(令和2年)には約4万人であったものが、2040年(令和22年)には約2万9千人に減少し、高齢化率についても15%程度増加する見込みとなっており、人口減少・少子高齢化の進行が市内でも顕著となっています(図8参照)。人口減少・少子高齢化の進行は、地域の担い手確保や、生活の利便確保などに、様々な課題を生じさせる要因となります。一方で、当該地域は、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源に恵まれ、都心に近い特性を有していることから、観光や農林業の振興、新たなビジネスやライフスタイルへの対応などの可能性も期待されます。

こうしたことから、様々な地域資源の磨き上げや地域づくりの新たな担い手の掘り起こし、移住促進など、交流人口・関係人口の創出に取り組み、地域課題の解決や地域の魅力向上など、持続可能な中山間地域経営につながる施策を進めます。

(図8)中山間地域(津久井、相模湖、藤野地区)の将来人口推計



## (2) 本市の個性を生かす分野

本市は都心と近距離であることから人の往来が活発な都市部と、津久井地域の豊かな自然とを併せ持つことに加え、JAXA(宇宙航空研究開発機構)が立地していることや、全国に先駆けたSDGs推進やシビックプライド醸成の取組のほか、橋本駅周辺や相模原駅周辺、麻溝台・新磯野地区などの新たなまちづくりへの期待値も高くなっています。

また、ポストコロナにおいては、近年の子育て環境を重視する生活の価値観の高まりなどを捉えた本市の優位性を更に高める取組が肝要です。

こうした本市の特性や状況を「個性」と整理し、その個性を「生かす」ことに直結すると考える「子育て」及び「教育」や、将来に向けた税源涵養の種蒔きとなる「まちづくり」において、他都市と比較して優位性を高められるような特徴的な施策を企画・立案し、総合計画推進プログラムに位置付け着実に推進することにより、全国的に進行する人口減少・少子高齢化の流れに対応し、引き続き多くの人々に選ばれるまちとして、本市行財政の持続可能性を高めます。

## IV 基準財政モデル及び目的別経費ごとの活用可能額の設定

### 1 本市の基準財政モデル

改革プランでは、持続可能な行財政構造の構築に向けて、本市の財政構造を客観的に分析する一つの手法として、国における地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額<sup>7</sup>を基本とした本市の「基準財政モデル」を設定することとしています。

令和5年度当初予算(一般財源ベース)における本市の基準財政モデルを設定したところ、当初予算額2,039億円に対して、標準的な行政サービスを行う上で必要となる経費分としての目的別経費ごとの基準財政需要額の合計額は1,658億円、公共施設の長寿命化事業費、災害復旧費等の合計額は21億円となり、当初予算額からこれらの経費を差し引いた留保財源<sup>8</sup>分は、360億円となりました。

その結果、改革プランにおける「本市が特に重点的に力を入れる取組」や「本市の個性を生かす分野」の施策への予算の配分枠である「重点分野等配分枠」は、36億円(留保財源の10%程度)となりました(図9参照)。

(図9) 本市の基準財政モデル(令和5年度当初予算・一般財源)

当初予算 2,039億円 (一般財源分)		長寿命化事業費、災害復旧費等 21億円								基準財政需要額 1,658億円
		重点分野等配分枠 36億円(留保財源の10%程度)								
		留保財源分 360億円								
		総務費	民生費	衛生費	農林・ 商工費	土木費	消防費	教育費	その他	
		175 億円	493 億円	172 億円	33 億円	234 億円	83 億円	336 億円	132 億円	

<sup>7</sup> 基準財政需要額：普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が標準的な水準における行政を行うための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに算出されます。

<sup>8</sup> 留保財源：市税等のうち、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額に算入されない部分を指し、これにより普通交付税の算定上、地方公共団体の自主性や独立性の保障が図られます。

## 2 目的別経費ごとの活用可能額

1の基準財政モデルを基本として、長寿命化事業費、災害復旧費等を除いた目的別経費<sup>9</sup>ごとの活用可能額を算定すると表4のとおりとなり、本市の財政構造について、次のような特性・課題があることがわかります(図10参照)。

- (1) 農林・商工費、土木費及び消防費は、当初予算額が基準財政需要額を下回っており、標準的な水準における行政サービスを行うための経費が十分に確保されていない可能性があります。
- (2) 総務費、民生費、衛生費及び教育費は、当初予算額が目的別経費ごとの活用可能額を上回っています。特に民生費については、目的別経費ごとの活用可能額に対する超過額が20億円となっており、他の自治体よりも手厚い行政サービスや市単独事業を多く実施している可能性があります。
- (3) 「重点分野等配分枠」は、本市の独自性を発揮する施策等へ配分する必要がありますが、現状では目的別経費ごとの予算配分などにばらつき・偏りがあり、効果的な予算配分となっていない可能性があります。

(表4) 目的別経費ごとの活用可能額の状況(令和5年度当初予算・一般財源)

(単位:億円)

	議会	総務	民生	衛生	農林・ 商工	土木	消防	教育	その他	合計
① R5目的別経費ごとの活用可能額	10	217	664	231	37	249	84	401	125	2,018
基準財政需要額	9	175	493	172	33	234	83	336	123	1,658
重点分野等配分枠	0	5	2	4	4	15	1	1	0	32
行政の継続性に配慮した 留保財源の活用分	1	37	169	55	0	0	0	64	2	328
② R5当初予算	10	221	684	238	25	225	82	408	125	2,018
③ 乖離 ②-①	0	4	20	7	▲12	▲24	▲2	7	0	0

※当初予算は、目的別経費ごとに人件費及び公債費を調整しており、実際の予算編成額とは異なります。

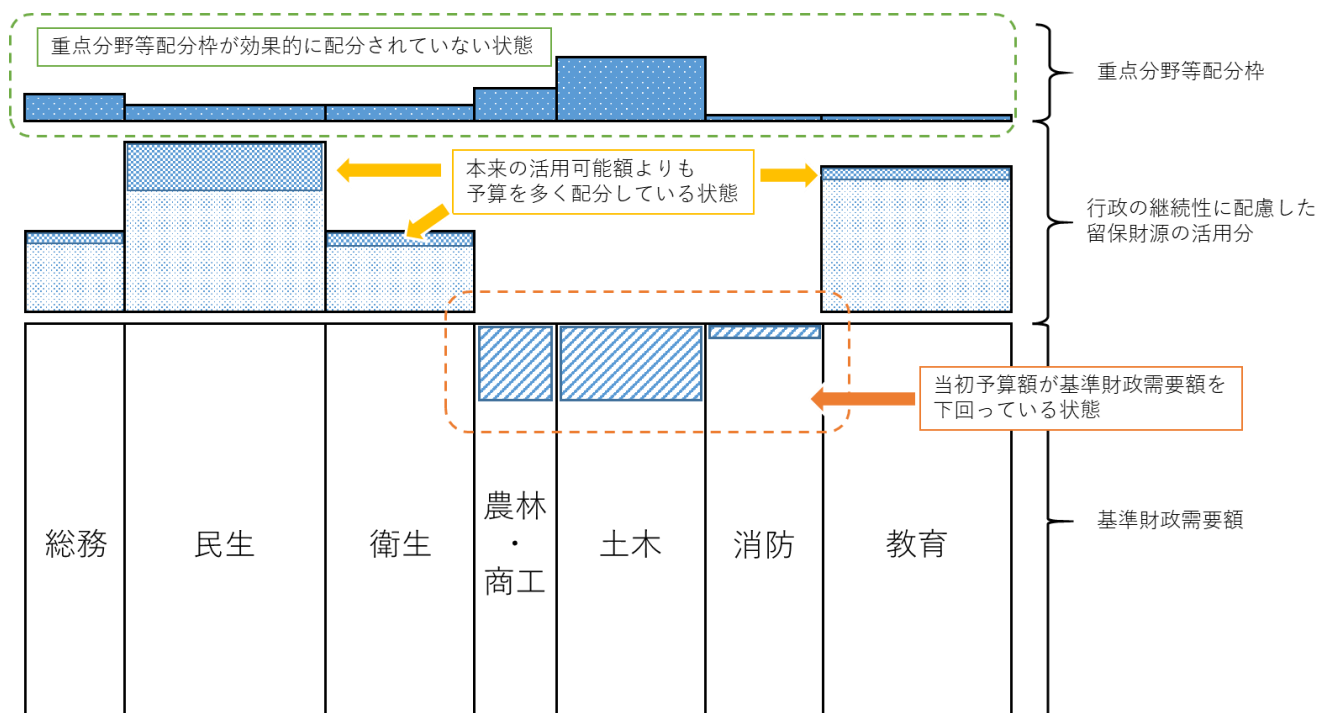
※重点分野等配分枠については、令和5年度当初予算における推進プログラム事業に係る臨時的経費の一部を計上しています。

※基準財政モデルに基づく目的別経費ごとの活用可能額は、毎年の普通交付税の算出基礎となる標準財政需要額を基に算定するものであり、毎年の社会情勢等の影響により変動します。

<sup>9</sup> 目的別経費：行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別されます。



(図10) 令和5年度当初予算における本市の財政構造の特性・課題(イメージ)



### 3 持続可能な行財政基盤の構築に向けた財政運営の取組

上記を踏まえ、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、第2期において次のとおり財政運営に取り組みます。

#### (1) 財政構造の<sup>ゆが</sup>歪みの解消

基準財政需要額を下回る予算額となっている農林・商工費、土木費及び消防費については、第2期中に基準財政需要額程度まで予算を配分することにより、財政構造の歪みの解消を図ることとします。

#### (2) 重点分野等配分枠の明確化

「本市が特に重点的に力を入れる取組」や、「本市の個性を生かす分野」として優先して取り組むべき事業については、他の予算と区分して、「重点分野等配分枠」の範囲において優先的に予算を配分することにより、本市の独自性を発揮しながら、時代に合ったより効果的な施策を展開していくこととします。

#### (3) 各年度における目的別経費ごとの活用可能額の設定

第2期の各年度における目的別経費ごとの活用可能額については、予算編成終了後の普通交付税の交付決定の時期において、各年度における本市の基準財政モデルを基に設定し、重点分野等配分枠の予算の配分状況や財政構造の改善状況を検証した上で、翌年度以降の予算編成に反映させていくこととします。

## V 第1期における改革項目の見直し

第1期においては、実現可能性や中長期的な財政状況等を考慮した新たなまちづくり事業、既存の公共施設等の見直し、扶助費を始めとする社会保障施策等の見直しなどの実施可能な改革項目の先行着手など、様々な改革項目に取り組むとともに、第2期から行う抜本的な改革内容の検討及び意思決定を行ってきました(具体的な取組状況については、資料編I及びII参照)。

次の改革項目については、改革項目の取組の進捗、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革プランにおける取扱いの見直しを行います。

### 1 新たなまちづくり事業等の選択と集中

#### (1) (仮称)新斎場整備事業

改革プランにおける当該事業の取扱いは、「計画期間中に、最終候補地「青山」において、検討・調査は実施します。」としていましたが、第1期における検討の結果、既存の市営斎場の長寿命化改修に合わせた機能拡充及び周辺火葬場に依存した助成制度だけでは、将来にわたって安定的かつ持続可能な火葬サービスを提供することは不可能であり、(仮称)新斎場の整備が必須であることや、最終候補地「青山」において、安全性を担保し、維持管理性及び経済性において優れた土砂災害対策を講じることにより、事業の実現可能性が高まったことから、事業の取扱いを「計画期間中に事業を推進します。」に変更します。

#### (2) 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業

本事業については、土地改良事業による農業生産基盤の整備を推進していることから、事業名を「金原地区土地改良事業」として取組を推進します。

#### (3) 幹線快速バスシステム導入推進事業

改革プランにおける本事業の取扱いは、「計画期間中に、検討・調査は実施しません。」としていましたが、第1期において「新しい交通システム導入基本計画」を廃止し、県道52号等を走行するバスの速達性や利便性の向上については、相模原市総合都市交通計画へ位置付けた施策「交通需要マネジメント(TDM)」の推進により取組を進めることとし、本事業は行わないこととしたことから、改革項目から削除します。

#### (4) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業(第一整備地区)

本事業は、改革プラン策定時において事業検証を行っていたことから、事業計画の変更案の作成等により事業の方向性を判断することとしていましたが、令和4年度に事業の再開を決定し、令和11年度の工事完了に向けて事業を推進することとしたことを踏まえ、事業の取扱いを「計画期間中に事業を推進します。」に変更します。

#### (5) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業(後続地区)

本事業は、第1期における検討の結果、今後想定される費用負担を踏まえた上で、特定保留区域の再設定に要する事業手法、事業主体の明確化及び地権者合意の取得等、後続地区の事業化に向けた取組を推進することとしたことを踏まえ、事業の取扱いを「計画期間中に事業を推進します。」に変更し、民間活力による新たな拠点整備に向けて取組を進めることとします。

## 2 既存の公共施設等の見直し

第1期における見直しの取組が完了しなかった施設(アイススケート場・プール(銀河アリーナ)、市体育館及び津久井障害者地域活動支援センター)については、引き続き第2期において見直しの取組を行います。

## VI 第2期から着手する改革項目

第2期においては、第1期における改革項目に加え、歳入確保対策検討部会及び社会保障施策等検討部会における検討結果等を踏まえ、次の改革項目に取り組みます。

### 歳入における取組項目

#### 1 市税収入等の確保対策【拡充】

##### (1) 持続可能な行財政構造の構築に向けた市税収入の確保策

持続可能な行財政構造の構築に向けて、今後市税収入の確保に当たり、本市の市税収入の状況や、人口・納税義務者数の状況、税収構造の他都市比較等を踏まえて分析した結果、本市が注力していく税目は、本市最大の税収であり、本市の特性や状況に適した「人口」に関連する税目である「個人市民税」が適当であると考えられます。

今後の人口減少の局面にあっても、「個人市民税」を中心とした市税収入を引き続き確保していくためには、特に30代から40代の子育て世代・働き盛り世代の人々から選ばれるような魅力的なまちの形成につながる施策を優先的に展開していく必要があります。総合計画基本計画における重点テーマである少子化対策、雇用促進対策、中山間地域対策等の人口(納税義務者)の増加につながる施策を実施していきます。

##### (2) 債権回収の強化策

第1期における取組に加え、徴収体制の更なる効率化の検討、庁内公募制度の活用による意欲ある職員の登用、徴収・滞納整理専任職の増員、市税の現状や滞納整理業務に関する研修等の実施による人材育成の推進などの徴収組織体制の強化を図ります。

#### 2 「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養策

第1期においては、ライフスタイルの変化に伴う都市部から郊外への転出による人口増加を捉え、移住・定住促進、企業誘致や創業支援・起業家育成支援等による雇用創出など、戦略的に人や企業を呼び込む施策を推進してきました。

また、橋本駅・相模原駅周辺における都市基盤整備や、麻溝台・新磯野地区整備推進事業などの新たなまちづくり事業の推進は、結果として定住や人口の増加に伴う市税収入の確保につながる重要な事業であるため、事業に要する投資的経費を確保した上で、長期的な視点で着実に実施していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等に伴い、都心部から郊外への転出は徐々に減少傾向が見られるものの、今後も、個人市民税を中心とした税源の涵養策を継続していくため、第2期においては、次の取組を検討します。

##### (1) 事務事業の立案・選択に当たっての税源涵養の視点のルール化

庁議等における事業の意思決定に当たって、事業の税収効果を確認するツールを導入し、税源涵養の視点を取り入れた事務事業の立案・選択のルール化を実施します。

これにより、全庁的に税源涵養に取り組む意識を強化します。

## (2) 税源涵養に資する事業に係る予算を重点的に配分する編成手法の実施・検証

当初予算編成時に、総合計画推進プログラムに位置付けられている事業から、直接的に税源涵養に資する事業を税源涵養関連経費として抽出し、予算を重点的に配分する仕組みを導入します。

具体的には、税源涵養関連経費については、あらかじめ税収効果額を算出した上で予算を要求し、要求額を税部門において精査し、査定案を作成することとします。また、税源涵養関連経費の事業効果についても、フォローアップを図り、検証を行います。

### ※税源涵養関連経費

区画整理事業などのまちづくり事業を基幹的な事業とし、工業集積促進事業などの企業誘致やイノベーション創出事業や起業家創出事業などの雇用促進対策、里まち移住・定住促進事業や子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業などの民間住宅施策等と並行しながら進めることにより税源涵養を加速する事業についても併せて関連経費として位置付けます。

また、施策推進による税収効果を最大限確保できるよう、同経費については実施時期、エリア、予算の平準化などを考慮し、戦略的・継続的に実施する視点で選定します。

## 3 民間資金等の活用【拡充】

第1期における取組に加え、平成29年2月に策定した「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、中学校給食完全喫食推進事業など、現在検討中の複数の事業において、民間活力の導入を前提とした取組を着実に推進します。

また、今後の取組を加速させるため、先行事業の取組実績を踏まえて、PFIの導入に当たってのガイドラインを策定します。

## 4 未利用市有地の売却・有効活用【拡充】

第1期における取組に加え、現存の未利用財産の有益性を早急に見極め、有益性があると判断した場合には速やかに活用できるよう、課題解決に向けた整理を行うとともに、市ホームページへの掲載やインターネットオークションの導入等により、資産の活用推進のための環境整備を行います。

## 5 更なる財源確保【拡充】

第1期における取組に加え、クラウドファンディング型寄附の制度導入に当たっての課題を整理し、本格実施ができるよう検討します。

## 6 歳入確保対策の体制強化

市税に限らず、歳入確保対策の体制強化に向け、幅広く職員に対して歳入確保対策の重要性を理解する機会を提供する等、歳入確保対策を進めるための人材育成を推進します。

具体的には、知識の習得や行動力を養うため、研修参加、金融機関からの情報収集、民間企業との人材交流等を積極的に行い、専門性の高い職員の育成を推進します。

また、より適正な人員配置、所管事務の統合及び事務移管、総括的な役割を担う専任職の設置や専門部会の設立等を検討し、効率的・効果的な歳入確保対策に取り組みます。

### 歳出における取組項目

#### 1 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し

扶助費を始めとした社会保障施策等の見直しに当たっては、単なる歳出削減を目指すのではなく、当該見直し事業の総額を大きく変動させることなく、給付型施策から福祉基盤整備へ転換するなど、社会状況の変化に対応した取組が必要であり、第1期から前倒しで見直しを実施しています。第2期の期間においては障害者施策や下水道使用料の減免制度などの見直しに着手することにより、各施策の推進を図りながら行財政構造改革を進めます。

こうした市単独事業を中心とした第1期からの継続した見直しを「実施プログラム」とし(表5参照)、本取組の推進により、「IV 基準財政モデル及び目的別経費ごとの活用可能額の設定」の考え方にに基づき、各目的別経費を基準財政需要額程度まで比率配分できる額を確保することを、本取組における目標とします。

また、上記見直しの他にも、国保年金事務の窓口業務の大幅な委託化やDX化による事業効率化を図ることなど、その時々の方勢に応じて事業の適正化を図り、本取組における持続可能性の確保を図ります。

(表5) 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し(実施プログラム)

取組項目	区分	スケジュール						
		第1期			第2期			
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
就学奨励金 (卒業アルバム代の追加)	新規	●						
地域の包括的な 支援体制づくりの検討	新規		●					
認知症疾患医療センターの充実	新規		●					
重症心身障害者向けの 生活介護事業所の整備促進	新規		●					
医療的ケア児等コーディネーターの 配置等	新規		●					
ねたきり高齢者等移送サービス 利用助成事業の対象地域の拡大	拡充		●					
支援保育推進事業 (指定園運営費)	拡充			●				
就学奨励金 (基準額の見直し)	縮小	●						
就学奨励金 (めがね購入費の見直し)	縮小	●						
津久井地域移動支援サービス事業 運営費補助金交付事業に係る 費用助成の見直し	縮小		●					
はり・きゅう・マッサージ施術料 助成事業の見直し	縮小		●					
敬老事業(敬老祝金の廃止)	廃止		●					
高齢者大学(あじさい大学)の 見直し	縮小		●					
相模原市民間福祉施設等 運営費助成の見直し	縮小		●					

取組項目	区分	スケジュール						
		第1期			第2期			
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
障害者施策の見直し及び転換	見直し				●	→		
相談支援窓口の拡充 (相談支援の基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
アウトリーチの強化 (相談支援の基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
情報アクセシビリティの強化 (相談支援の基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
障害福祉サービスの質等の向上 (福祉サービスの基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
福祉人材の確保 (福祉サービスの基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
施設の整備 (福祉サービスの基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
理解促進・差別解消 (地域生活の基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
地域生活の支援 (地域生活の基盤の整備)	新規 拡充				●	→		
社会の変化に伴う障害者の ニーズ等へのきめ細かな対応	新規 拡充				●	→		
市重度障害者等福祉手当の廃止	廃止				●	→		
重度障害者医療費助成の見直し	縮小				●	→		
障害児者介護給付費等の見直し	見直し				●	→		
下水道使用料等の 減免制度の見直し	縮小					●	→	

(単位：億円)

区分	期 年度	第1期			第2期				合計
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	
新規・拡充 効果額	事業費	0.2	0.9	1.3	15.8	10.1	12.4	15.0	55.7
	一般財源	0.2	0.4	0.4	2.6	6.6	9.2	9.4	28.8
縮小・廃止 効果額	事業費	▲ 1.0	▲ 2.1	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 10.1	▲ 14.7	▲ 20.2	▲ 52.6
	一般財源	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 1.9	▲ 2.5	▲ 10.0	▲ 14.6	▲ 20.1	▲ 52.0
効果額 合計	事業費	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.7	13.2	0.0	▲ 2.2	▲ 5.2	3.1
	一般財源	▲ 0.8	▲ 1.6	▲ 1.6	0.1	▲ 3.4	▲ 5.4	▲ 10.7	▲ 23.2



## 2 総人件費の適正管理

令和5年度の職員の給与勧告において、5年ぶりとなる全職員を対象とした給料の引上げが勧告されました。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)が改正され、令和6年度から会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象となるなど、社会経済情勢や法改正を背景に人件費は増加傾向にあります。

こうした中であっても、第2期においては、「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」の事業の推進に必要な人材を確保する一方、事務執行体制の更なる見直しに加え、DX化の推進等による事務の効率化、多様な雇用形態及び民間活力の活用などにより、職員定数の更なる適正化を図ります。

## Ⅶ 持続可能な行財政運営の推進に向けて

### 1 改革による収支の改善予測

令和5年10月時点の長期財政収支では、第2期において累計280億円の歳出超過が生じる見込みとなっていますが、各改革項目の取組の着実な推進等により、次のとおり第2期中の歳出超過の解消を目指します。

#### (1) 第2期における改革項目の取組による見直し効果

第2期から具体的に取り組む改革項目である「扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し」により、13億円の効果額を見込みます。

また、「既存の公共施設等の見直し」の取組の推進により、長期財政収支では見込んでいない管理運営経費等として、7億円の効果額を見込みます。

#### (2) 各種基金の活用

##### ア 財政調整基金の活用

本市の財政調整基金の残高は、平成29年度末に62億円まで減少しましたが、近年は、市税収入の堅調な推移や新型コロナウイルス感染症に対応するための業務継続計画の実施に伴う歳出抑制などにより、令和4年度末における残高は208億円となっており、本市の標準財政規模に対する割合は、11.6%となっています(図11参照)。

持続可能な行財政構造の構築に当たっては、不測の事態に備えた財源を一定程度確保しておく必要があることから、他の指定都市の財政調整基金の標準的な積立て水準や、昨今の社会経済情勢を踏まえた現段階では予期し得ない突発的な財政需要が生じるリスクも考慮し、第2期においては本市の標準財政規模の8%程度に相当する額を確保した上で、差額分については、相模原市財政調整基金条例(昭和39年相模原市条例第17号)に基づき、主に第2期に予定される大規模な建設事業の経費の財源に充てるなど、重点施策の財源として活用していきます。

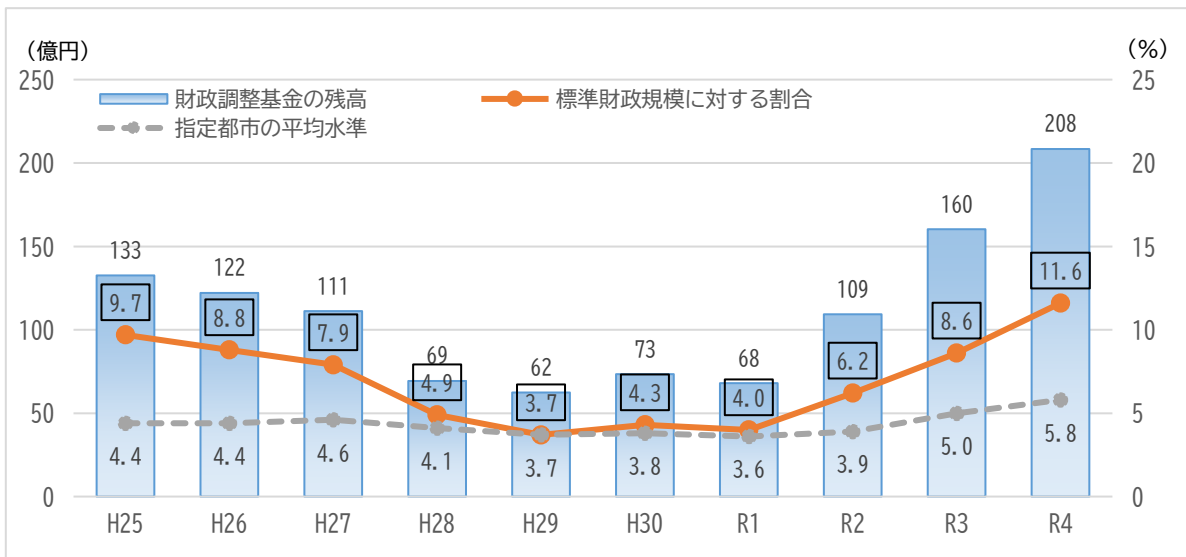
#### 【参考】相模原市財政調整基金条例(抜粋)

##### (処分)

第4条 基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 大規模な建設事業の経費の財源に充てるとき。
- (2) 災害による減収補充又は増加経費の財源に充てるとき。
- (3) 地方債の繰上償還の財源に充てるとき。
- (4) 財政需要の著しい変動又は歳入の激減により財源が不足した場合における当該不足額の財源に充てるとき。

(図11) 財政調整基金残高の推移



※指定都市の平均水準は、各指定都市の各年度末における財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合の最上位と最下位を除いた平均値

(表6) 財政調整基金の活用可能額(令和4年度決算ベース)

年度末残高 A	標準財政規模 B	残高の水準 C = B × 8%	活用可能額 D = A - C
208 億円	1,803 億円	144 億円	64 億円

### イ 特定目的基金の活用

特定目的基金については、公共施設の長寿命化事業に係る経費の財源に充てる公共施設保全等基金や市街地整備事業の財源に充てる市街地整備基金など、今後の事業進捗に合わせて活用が想定される基金の残高が合計で72億円であることから、この一部を第2期中に予定されるそれぞれの事業に活用します。

### (3) 予算編成による歳出超過の解消

上記の取組を進めてもなお歳出超過が発生する場合には、毎年度の予算編成においてその解消を図ります。

※例年、次年度の予算編成方針の策定時に生じる歳出超過額(平均40億円程度)については、予算編成の過程における予算額の精査等により解消が図られています。

(表7) 改革による収支改善予測 (イメージ)

## 長期財政収支 (一般会計) 事業費ベース

長期財政収支については、税制改正を始めとした国の制度改正や、社会経済の情勢、給与等の改定、事業の進捗状況などにより、今後変動する場合があります。

## 1 歳入

(単位：億円)

		当初	推計					合計
		R5	R6	R7	R8	R9	R6~9	
(1)	市税	1,343	1,357	1,363	1,371	1,364	5,455	
(2)	地方譲与税・交付金	273	278	278	278	277	1,111	
(3)	地方交付税	242	251	264	266	267	1,048	
	うち普通交付税	233	242	255	257	258	1,012	
(4)	国・県支出金	879	934	959	978	991	3,862	
(5)	市債	196	230	263	251	281	1,025	
	うち建設債等	110	148	199	194	219	760	
	うち災害復旧債	8	8	8	8	8	32	
	うち臨時財政対策債	78	74	56	49	54	233	
(6)	その他	353	338	313	318	307	1,276	
合 計 (A)		3,286	3,388	3,440	3,462	3,487	13,777	

## 2 歳出

(1)	人件費	753	794	776	787	776	3,133
(2)	公債費	263	265	255	261	267	1,048
	うち臨時財政対策債分	111	103	103	100	91	397
(3)	扶助費	1,019	1,079	1,117	1,131	1,140	4,467
	うち市単独事業分	136	139	143	144	145	571
(4)	繰出金	208	230	236	238	242	946
(5)	長寿命化事業費	75	126	175	194	236	731
	うち再編再整備・大規模改修分	0	7	50	72	98	227
(6)	総合計画推進プログラム経費	190	187	180	190	205	762
	うち重点分野等配分枠	32	36	36	36	36	144
(7)	行政運営推進経費 ( (1) から (6) までの経費以外 )	778	765	743	725	737	2,970
合 計 (B)		3,286	3,446	3,482	3,526	3,603	14,057

## 3 収支

収 支 (C) = (A) - (B)	0	▲ 58	▲ 42	▲ 64	▲ 116	▲ 280
---------------------	---	------	------	------	-------	-------

歳出超過額に対する措置

行財政構造改革プランの各種取組

20

各種基金の基金の活用

100 ( 財政調整基金 : 64  
特定目的基金 : 36 )

各種取組後の収支予測

▲ 160

予算編成で解消を目指す。

※令和5年10月時点における試算の数値であり、今後、変動する場合があります。

## 2 行財政構造改革プランの取扱い

改革プランについては、令和9年度中に計画期間中における行財政構造改革の取組実績を検証し、令和10年度以降の取組継続の要否について判断します。

ただし、各改革項目の着実な推進により、改革プランにおける「財政健全化の目標」の早期達成が見込まれると判断した場合は、持続可能な行財政運営を継続するための取組を実施することを前提として、計画期間を前倒しして改革プランを終了することとします。

### 財政健全化の目標

#### (1) 歳出超過の解消

中長期的な収支均衡を図るため、歳入の確保と歳出の削減等により、第2期中に見込まれている累計280億円(令和5年10月時点)の歳出超過を解消します。

第2期における歳出超過額には、中学校給食の全員喫食関連経費、橋本駅周辺整備推進事業、小児医療費助成事業の拡充など、改革プラン策定時に見込まれていなかった事業に係る経費が計上されていますが、1に記載のとおり、改革項目における取組の着実な実施や各種基金の活用等により、第2期における歳出超過を解消していくことは十分可能であるものと考えられます。

しかしながら、今後も、改革プランにおいて「事業を推進する」としている次期一般廃棄物最終処分場整備事業や相模原駅周辺整備事業等の新たなまちづくり事業等や、国における扶助費の制度改正など、現段階では見込んでいない予算が必要となることが想定されるため、引き続き、持続可能な行財政基盤を構築することを目指して、改革項目における取組を推進していきます。

#### (2) 持続可能な財政運営の確立

持続可能な財政運営に向けて、様々な行政課題に対応できる行財政構造の構築を図るとともに、将来の財政環境の変化に機動的・弾力的に対応できる財政基盤を確立します。

具体的には、本市の令和5年度当初予算の基準財政モデルにおいて、基準財政需要額を下回る予算配分となっている目的別経費(農林・商工費、土木費及び消防費)について、計画期間中に基準財政需要額程度まで予算を配分することにより、財政構造の歪みの解消を図るとともに、災害等の不測の事態や、昨今の社会経済情勢を踏まえた予期し得ない突発的な財政需要についても柔軟に対応できる財政調整基金の残高を維持した上で、財政運営を行います。

また、重点分野等配分枠を明確化し、「本市が特に重点的に力を入れる取組」や「本市の個性を生かす分野」として優先的に取り組むべき事業については、他の予算と区分して、「重点分野等配分枠」の範囲において予算を優先的に配分することにより、本市の独自性を発揮しながら、時代に合ったより効果的な施策を展開します。

### (3) 経常収支比率の改善

新たな行政需要や臨時の財政需要に対応できるよう、計画期間中に指定都市平均並みの数値(令和4年度普通会計決算(速報値):96.2%)に改善し、財政構造の弾力化を図ります。

本市の経常収支比率は、改革プラン策定時から一定の改善が図られているものの、依然として他の指定都市と比較してやや高い数値となっており、財政構造の弾力性は低い状態となっています。

引き続き改革項目における取組を着実に推進し、市税を始めとする経常的収入の増加を図るとともに、義務的経費を始めとする経常的支出を適正化することにより、財政構造の更なる弾力化を図り、持続可能な行財政運営を行っていきます。



## (資料編 I) 第 1 期における改革項目の取組状況

### 歳出削減策

#### 1 新たなまちづくり事業等の選択と集中

新たなまちづくり事業等のうち、計画期間中に事業を推進することとしていた次の4事業の取組状況は、次のとおりです。

##### (1) 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業

令和4年度に農地所有者への事業説明やアンケート調査を行いました。

令和5年度においては、農地所有者から意見聴取を行うとともに、土地改良事業基本構想を策定する予定であり、おおむね順調に事業が進んでいます。

##### (2) 次期一般廃棄物最終処分場整備事業

令和3年度に基本構想を策定するとともに、次期一般廃棄物最終処分場の候補地4か所について審議会より答申を受け、令和4年度に地域住民を中心とした地域説明等を行いました。

令和5年度においては、引き続き地域との合意形成に向けた説明等を実施するとともに、課題解決のため各種調整等を行う予定であり、おおむね順調に事業が進んでいます。

##### (3) 橋本駅周辺整備推進事業

令和3年度に大規模事業評価を行い、令和4年度に対応方針を決定するとともに、土地区画整理事業及び街路事業の都市計画決定を行いました。

令和5年度においては、事業認可の取得に向けた協議等を進めるとともに、まちづくりガイドラインを策定する予定であり、おおむね順調に事業が進んでいます。

##### (4) 相模原駅周辺整備推進事業

令和4年度に土地利用方針を策定しました。

令和5年度においては、サウンディング型市場調査など土地利用計画の策定に向けた取組を進める予定であり、おおむね順調に事業が進んでいます。

#### 2 既存の公共施設等の見直し

既存の公共施設等の見直しの対象施設のうち、第1期中の見直しを予定していたものの取組状況は、次のとおりです。

##### (1) アイススケート場・プール(銀河アリーナ)

設備の老朽化により維持管理に多額の経費が掛かるため、公共サービスとしての必要性等を踏まえ、公の施設として廃止を含めた検討を行った結果、現在の建物によるサ



ービスの提供は令和8年度で終了し、今後は、民間アイススケート場の可能性の検討を実施することとしました。

## (2) 連絡所(相原・光が丘・大沼・大野台・上鶴間)

コンビニ交付サービス等の普及状況を踏まえ、公民館併設の5連絡所について、令和3年度末に廃止しました。廃止後は、多目的ルームやフリースペースとして、地域住民の集いの場や子どもたちの学習スペースとするなどの有効活用をしています。

## (3) パスポートセンター(橋本・相模大野)

市内に2か所あるパスポートセンターについて、第1期中の集約化に向けた比較検討等の取組を実施しています。

## (4) 市体育館

築60年を超える老朽化が著しい施設のため、現指定管理者の更新時期に合わせた廃止に向けた検討を行った結果、市総合体育館及び市北総合体育館の利用時間区分の変更による利用可能枠の拡大や代替場所への円滑な利用移行に向けた支援など、現在の施設利用者が継続して活動できるように対策を講じた上で、令和6年度末に廃止することとしました。

## (5) 南大野老人いこいの家

未耐震の老朽化した施設であったことから、これまで提供していたサービスは、周辺施設の活用などにより行うこととし、令和3年度末に廃止しました。施設の跡地については、具体的な活用方針が定まるまでの有効活用として、民間事業者へ貸付けを行っています。

## (6) 城山障害者デイサービスセンターつくしの家

民設民営としての運営が可能なサービスであり、施設の指定管理者である法人が新たに民間事業所を整備したことなどを踏まえ、令和5年2月末に廃止しました。施設の跡地については、具体的な活用方針が定まるまでの間、近隣の公共施設の駐車場として有効活用をしていきます。

## (7) 津久井障害者地域活動支援センター

民設民営としての運営が可能なサービスであるため、指定管理者の更新時期(令和5年度末)に合わせた民間への移管や廃止の検討を行いました。現利用者の継続した支援を検討するため、指定管理期間を3年間延長し、令和8年度までに民間への移管又は廃止を検討することとしました。

## (8) 串川診療所

長期にわたり休止していることや建物が老朽化している状況、担い手の確保、周辺の

診療・医療体制等を踏まえ、令和5年度に施設を廃止(除却)します。

### 3 事務事業等の選択と集中

第1期において実施した主な取組については、次のとおりです。

#### (1) イベント、大会、講演会等の見直し

令和4年度までに40件のイベント等について、縮小・廃止等の見直しを図りました。

[見直しを行った主なイベント等]

- 相模原市表彰式(見直し)
- 南区パフォーマンスステージ(廃止)

#### (2) 各種計画の策定の見直し

令和4年度までに6件の計画の統合を行い、業務の効率化を図りました。

#### (3) 物件費の縮減等

- ア 本庁舎等の管理に係る業務委託の仕様の見直しや入札方法の見直し等により経費の削減を図りました。
- イ 行政文書、庁内会議等のペーパーレス化の推進等により、紙資源を始めとする消耗品費の使用量の削減が図られました。
- ウ 電気自動車やハイブリッド車の導入により、ガソリン等の使用量の削減を図るとともに、庁舎等のLED化を順次実施し、電気使用量の削減を図りました。

#### (4) 補助金等の見直し

令和4年度までに66件の負担金について、見直しを行いました。

[見直しを行った主な負担金]

- 県防災行政通信網運営協議会負担金
- 指定事業者登録システム負担金及び指定障害福祉サービス事業者情報提供事業負担金

### 4 外郭団体の経営改革

- (1) 令和3年度において、相模原市土地開発公社を解散するとともに、相模原市まち・みどり公社の管理費補助金を廃止しました。
- (2) 令和4年度において、相模原市外郭団体経営検討委員会から、令和6年度以降の改革の方向性について建議を受けました。

## 5 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し(先行実施分)

### (1) 見直しに当たっての考え方

扶助費を始めとした社会保障施策等の見直しに当たっては、各施策において適切な事業の見直しが必要となります。各福祉施策などの推進を図りつつ、時代に即した効果的な事業実施となるような見直しが必要であることから、パッケージによるスクラップ・アンド・ビルドの手法による実施に努めました。

改革プランにおいては第1期において「実施プログラム」を設定し、第2期から取り組むこととしていますが、改革プランに記載している「実施プログラムの設定について」における考え方などを踏まえ、早期に実現可能なものについて、第1期から見直しを実施しました。

### (2) 第1期の期間中の取組

高齢者福祉施策の見直しを始め、就学奨励金制度の見直しなどを第1期中に実施しました。3か年合計で2億円分(一般財源1億円)の追加、拡充策などを実施するとともに、5億円の事業見直しを実施しました。

## 歳入確保策(主なもの)

第1期における歳入確保策について、主に次の取組を行いました。

### 1 市税収入等の確保対策

納税相談窓口のワンストップ化や事務効率の向上を図るため、令和4年度から市税と国民健康保険税の徴収事務を一元化しました。その結果、市税と国民健康保険税を合算した令和4年度の収納率は95.9%となり、税目ごとに徴収していた前年度と比べて0.6%上昇し、収入未済額は3.9億円の減少となりました。

### 2 地方交付税等の確保

地方交付税措置率の高い有利な市債の発行に努めました。

※市債発行額(令和4年度)：195億円

※うち交付税措置のある起債の割合(令和4年度)：82.9%

### 3 未利用市有地の売却・有効活用

未利用市有地の売却及び貸付けを行いました。

※令和4年度までの未利用市有地の売却額：6.9億円

#### 4 更なる財源確保

(1) 暮らし潤いさがみはら寄附金について、返礼品登録に向けた働きかけや返礼品PR広告を実施し、寄附金の拡充を図りました。

※返礼品登録数(令和4年度)：308(対前年比+71)

※受入額(令和4年度)：3.8億円

(2) ネーミングライツや有料広告等による歳入の確保に取り組みました。

※ネーミングライツ収入(令和4年度)：0.4億円

※広告収入(令和4年度)：0.2億円

#### 5 使用料・手数料の見直し

受益者負担の在り方の基本方針(平成24年策定)に基づき使用料等の見直しを行いました。また、見直しの結果、改定が必要なものについては、令和5年10月から料金を改定しました。

※料金改定したもの

- ・使用料及び利用料金 40施設
- ・手数料 10件
- ・その他の料金 1件

### **政策決定プロセスの見直し及び職員の意識改革促進策**

#### 1 戦略的・効果的な行財政運営を行うための仕組みづくり

総合計画の基本構想に定める本市の将来像の実現に向け、令和3年度から5年度までの市政運営に当たっての基本的視点、施策推進に向けて取り組む主な事業「政策的基幹事業」を設定し、分野横断的に取り組む重点テーマ(少子化対策・雇用促進対策・中山間地域対策)について、テーマごとに特に推進に寄与すると考えられる事業を政策的基幹事業に位置付けました。

#### 2 新規事業提案に当たってのルールの整備

総合計画推進プログラムにおいて、改革プランの原則ルールに基づき、新規事業の意思決定を行いました。

#### 3 働き方改革

(1) RPAを順次導入し、業務の効率化を図りました。

※令和4年度までの導入事業数：25事業

※作業削減時間数：累計9,752時間

(2) Web会議システムを導入し、各種会議等において活用することにより業務の効率化を図りました。

#### 4 構造改革提案(職員提案)の実施

改革プランの策定に当たって市職員から寄せられた業務の効率化や事業の廃止・見直しなどに関する609件の職員提案の中で特に財政効果や業務効率化が見込まれるものとして進行管理を行うこととした127件のうち、34件について令和4年度までに見直しが完了しました。

[見直しを行った主な職員提案]

- EV充電ステーションの有料化
- 公共施設内におけるコワーキングスペースの創設
- 人口減少地域における生活排水処理手法の見直し

#### 5 職員の人材育成

令和3年4月に人材育成の強化・充実を図るため、人材育成課を新たに設置するとともに、民間企業等での知識や経験に基づき市長に助言を行う参与を委嘱しました。

また、新たな体制の下、令和3年5月に相模原市人材育成基本方針を改定し、この方針に基づき、様々な社会課題を主体的に受け止め、変化の速い社会経済情勢を敏感に捉えるとともに、柔軟な発想で将来を見据え、改革意識を持って事業を推進することができる職員を育成するため、研修や民間企業への職員派遣などを実施しました。

※令和3年度：研修所研修 55件、職場研修 517件

※令和4年度：研修所研修 87件、職場研修 574件、

民間企業への職員派遣 4社

(資料編Ⅱ) 改革項目の取組状況及び第2期における取組予定

1 新たなまちづくり事業等の選択と集中

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(仮称)新斎場整備事業	土砂災害対策の検討		事業取扱いの見直しについて意思決定
美術館(相模原)整備事業	・市収蔵美術品展の開催 ・総合写真祭フォトシテイさがみはらプロの部受賞作品展の開催	中山間地域文化芸術作品展の開催	
相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業(金原地区土地改良事業)	—	・農地所有者への事前説明 ・農地所有者へのアンケート調査	・農地所有者からの意見聴取 ・土地改良事業基本構想の策定 ・土地改良事業推進委員会の開催
淵野辺公園拡張区域等(Yゾーン)整備事業	—	市民意向調査の実施	—
次期一般廃棄物最終処分場整備事業	・基本構想の策定 ・候補地選定審議会の実施 ・第2期整備地貯留構造物準備調査等	・市民説明会の実施 ・第2期整備地貯留構造物準備工事等	
橋本駅周辺整備推進事業	・関係者と基盤の配置について概ね合意 ・大規模事業評価の実施	・対応方針の決定 ・近隣住民説明会の実施 ・都市計画説明会の実施 ・都市計画決定(土地区画整理事業・街路事業)	・まちづくりガイドラインの策定 ・都市整備基盤の推進
相模原駅周辺整備推進事業	土地利用方針策定に向けた検討	・土地利用方針の策定 ・土地利用計画策定に向けた検討	サウンディング型市場調査の実施
小田急多摩線延伸促進事業	調査・検討の実施		
幹線快速バスシステム導入推進事業	総合都市交通計画に交通需要マネジメント(TDM)の施策を位置付け	新しい交通システム導入基本計画の廃止(事業の廃止)	
麻溝台・新磯野地区整備推進事業(第一整備地区)	・事業継続について庁内検討 ・地中障害物の総量調査の実施 ・仮置き土移設分別工事の実施	・事業再開の決定 ・地権者・市民説明会の実施 ・事業計画の見直しに係る賛同調査の実施 ・地権者土地利用意向調査の実施 ・換地設計の見直し	・事業計画変更案の確定 ・工事再開(廃棄物の処理)
麻溝台・新磯野地区整備推進事業(後続地区)	まちづくりに係る支援	サウンディング型市場調査の実施	・事業手法、事業主体の方向性の決定 ・事業検討パートナーの選定

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
土砂災害対策予備設計及び 進入路の予備設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>大規模事業評価の実施</li> </ul>	事業手法の決定	都市計画決定
土地改良事業計画書(案)の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良計事業計画書の策定</li> <li>事業認可に向けた準備</li> <li>土地改良区設立の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良事業の実施設計</li> <li>土地改良区の設立</li> <li>換地計画の策定</li> </ul>	土地改良事業の実施
—	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>次期一般廃棄物最終処分場の候補地に係る各種調整等</li> <li>最終処分場延命化の検討</li> </ul>		第2期整備地第2土堰堤準備調査等	第2期整備地第2土堰堤工事
関係者との工程調整、都市計画決定(地区計画ほか)、事業認可の取得、工事着手 など			
土地利用計画の策定	都市計画決定に向けた準備	大規模事業評価の実施、まちづくりガイドラインの策定 など	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画・事業計画の変更</li> <li>仮換地指定の取消・再指定</li> </ul>	基盤整備・使用収益開始		
事業化に向けた取組の実施	事業計画の作成、まちづくり基本調査の実施 など		

## 1 新たなまちづくり事業等の選択と集中(続き)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当麻地区整備促進事業 (後続地区)	関係団体長会議等の実施		実現可能性の検討
鵜野森地区整備促進 事業	まちづくり団体の活動支援		道路計画に関する調整

## 2 既存の公共施設等の見直し

対象施設等(整備手法)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
淵野辺駅南口周辺 まちづくり事業 【複合化】	市民検討会において、「鹿沼公園と図書館敷地を一体的に利用し、再整備を行う」ことについて合意形成	・市民検討会・有識者協議会による検討 ・オープンハウスの実施 ・まちづくりビジョンの策定	・民間活力導入可能性調査の実施 ・大規模事業評価の実施
療育センター再整備 事業 【複合化】	市民対話ワークショップの実施	・基本構想の策定 ・基本計画の策定に向けた市民検討会の実施 ・民間活力導入可能性調査の実施	基本計画の策定
津久井総合事務所周辺 公共施設再整備事業 【複合化】	市民対話ワークショップの実施	・基本構想の策定に向けた市民検討会の実施 ・基本方針の策定	・基本構想の策定 ・民間活力導入可能性調査の実施 ・基本計画の策定検討
相模湖総合事務所・ 藤野総合事務所 【在り方検討】	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業を踏まえた調査・検討		
アイススケート場・ プール(銀河アリーナ) 【廃止】	・サウンディング型市場調査の実施 ・市民意向調査の実施	サウンディング型市場調査及び市民意向調査の結果を踏まえた方向性の検討	・サウンディング型市場調査の実施 ・民設民営による施設整備の可能性の検討
総合体育館・相模原球場・総合水泳場 【民間活力の活用】	民間活力の活用に向けた検討		一般公共建築物長寿命化計画の改訂(改修時期の見直し)
北市民健康文化 センター 【民間活力の活用】	サウンディング型市場調査の実施	・民間活力導入可能性調査の実施 ・劣化度調査の実施 ・事業手法の決定	実施方針及び要求水準書(案)の公表
南市民ホール(南区合同 庁舎との複合施設) 【集約化】	ホール等の類似機能を持つ南区の施設への集約化に向けた検討	・南市民ホールの廃止時期などの方針案を公表 ・地域や利用者への説明等 ・オープンハウス・アンケート調査の実施 ・地域や利用者の意見を踏まえた方針の検討	・地域や利用者との意見交換 ・廃止時期及び代替施設の整備内容の決定 ・オープンハウスの実施
文化会館 【民間活力の検討】	民間活力の活用に向けた検討		一般公共建築物長寿命化計画の改訂(改修時期の見直し)





## 2 既存の公共施設等の見直し(続き)

対象施設等(整備手法)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合保健医療センター 【改修内容の見直し】	改修内容の見直しの検討		一般公共建築物長寿命化計画の改訂(改修時期の見直し)
南保健福祉センター 【改修内容の見直し】	改修内容の見直しの検討	部位別改修の実施	一般公共建築物長寿命化計画の改訂(改修時期の見直し)
あじさい会館 【改修内容の見直し】	長寿命化改修から部位別改修に見直し	部位別改修の実施	一般公共建築物長寿命化計画の改訂(改修時期の見直し)
連絡所(相原・光が丘・大沼・大野台・上鶴間) 【廃止】	施設の廃止		
パスポートセンター (橋本・相模大野) 【集約化】	集約化に向けた検討		
普通財産として地域に賃貸している集会施設 【地域へ譲渡】	第2期中における地域への譲渡に向けた検討		
図書館相武台分館 【廃止】	廃止に向けた検討	・利用状況等の分析 ・地域や利用者との意見交換の実施	まちづくり会議専門部会やボランティア団体など、地域の意見を伺いながら、必要な機能等について検討
市体育館 【廃止】	廃止に向けた検討	利用団体等との調整	・利用団体、地域等へのアンケート調査の実施 ・オープンハウスの実施 ・廃止時期の決定
牧郷体育館 【地域へ譲渡又は廃止】	第2期中の廃止に向けた検討		
津久井地域福祉センター 【廃止】	第2期中の廃止に向けた検討		
南大野老人いこいの家 【廃止】	施設の廃止		
城山障害者デイサービスセンターつくしの家 【民間へ移管又は廃止】	廃止に向けた検討	施設の廃止	

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画の改訂に基づく対応	→		
計画の改訂に基づく対応	→		
計画の改訂に基づく対応	→		
検討結果に基づく取組の実施	→		
	→		
	「検討結果に基づく取組の順次実施」		
	具体的な図書室機能の確保の検討	→	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域意見を踏まえた具体的な対応の検討・決定</li> <li>・ 図書室機能を確保した上で廃止</li> </ul>	
施設の廃止(令和7年3月末)			
	→		
	「検討結果に基づく取組の順次実施」		
	→		
	「検討結果に基づく取組の順次実施」		

## 2 既存の公共施設等の見直し(続き)

対象施設等(整備手法)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津久井障害者地域活動支援センター 【民間へ移管又は廃止】	民間への移管又は廃止に向けた検討	利用者の継続した支援を検討するため、指定管理者の更新を検討	・指定管理者の更新の決定 ・サウンディング型市場調査の実施
デイサービスセンター(清新・星が丘・古淵) 【民間へ移管又は廃止】	民間への移管又は廃止に向けた検討	・サウンディング型市場調査の実施 ・施設の劣化状況調査	民間への移管又は廃止の方向性を決定
1小学校区に複数ある児童館【地域への譲渡又は廃止】	第2期中の児童館機能のある施設の集約化に向けた検討		
串川診療所(閉院中) 【廃止】	廃止に向けた検討	地域と合意形成	施設の廃止(除却)
小学校(過小規模校のある地区) 【集約化(統廃合)】	鳥屋小学校・鳥屋中学校を義務教育学校鳥屋学園に移行する方針を決定	改修工事等の実施	鳥屋学園の開校
	光が丘周辺地区の小学校に係る再編方針を決定	再編に向けた取組・調整	
	相武台地区小・中学校の学習環境のあり方検討協議会による検討結果の報告	もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校・緑台小学校の2校に再編する方針を決定	再編に向けた取組・調整
	城山地区小・中学校の望ましい学習環境のあり方意見交換会による意見交換結果の報告	城山地区小・中学校の学習環境のあり方の検討 相模湖地区小・中学校の望ましい学習環境のあり方意見交換会による意見交換結果の報告	相模湖地区小・中学校の学習環境のあり方の検討
保育所等・幼稚園(園児数等が極端に少ない施設、災害危険性のある施設が存在する地区) 【集約化(統廃合)】	千木良保育園の廃止		
	城山西部保育園・城山中央保育園・城山幼稚園の再編・再整備の決定	・ふじの幼稚園の改修 ・日連保育園、ふじの幼稚園の廃止 城山幼稚園の廃止	・ふじのこども園の開園
あじさい住宅等(14施設) 【廃止】	・借上げ住宅返還事業方針の策定 ・返還対象となる住宅の入居者に対する説明会及び移転手続の順次実施		
青少年学習センター・さがみはら国際交流ラウンジ 【複合化】	淵野辺駅南口周辺まちづくり事業において検討		
市民活動に利用されている施設 【在り方検討】	公民館等のコミュニティ施設の在り方及び適正配置の検討		

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の廃止に向けた準備	→ 施設の廃止(令和8年度まで)		
民間への移管又は廃止に向けた取組	→		
!検討結果に基づく取組の順次実施!			
青葉小学校の閉校 (令和7年3月末)	もえぎ台小学校の閉校 (令和8年3月末)		
(第1期の取組を継続)	→		
(仮称)城山保育園建設工事	城山西部保育園、城山中央保育園の廃止	(仮称)城山保育園の開園 (令和8年4月)	
(第1期の取組を継続)	→		
(第1期の取組を継続)	→		
(第1期の取組を継続)	→		

### 3 事務事業の選択と集中

改革項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベント、大会、講演会等の見直し	19件のイベント等について見直しを実施	21件のイベント等について見直しを実施	各種イベント等の分析、見直し対象イベント等の決定
各種計画の策定の見直し	4件の計画の統合	2件の計画の統合	統合予定の計画の順次統合(17件) →
物件費の縮減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注仕様・入札方式の見直し等による委託料等の削減</li> <li>・公用車について、EV車・HV車の導入によるガソリン使用量の削減</li> <li>・本庁舎を始めとする公共施設のLED化の推進</li> </ul>		
補助金等の見直し	24件の負担金について見直しを実施	42件の負担金について見直しを実施	補助金・負担金の見直し →
投資的経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化事業や災害防除事業に要する経費の確保</li> <li>・持続可能なまちづくりにつながる社会基盤整備の厳選</li> </ul>		
その他の経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業支援制度における利子補給と信用保証料補助の統合</li> <li>・本市が使用賃借している公園用地等について、相続の発生等による土地の購入を行わない。</li> </ul>		
ICTの活用による経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに15事業にRPAを導入</li> <li>・庁議等の9割以上でペーパーレス化を実施</li> <li>・業務効率の向上を図るため、認証印刷基盤を構築し、複合機13台を先行導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに10事業にRPAを導入</li> <li>・庁議等の9割以上でペーパーレス化を実施</li> <li>・複合機241台を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA導入促進、新技術研究</li> <li>・庁議等のペーパーレス化の推進</li> </ul>

### 4 外郭団体の経営改革

改革項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外郭団体の経営改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市土地開発公社を解散</li> <li>・相模原市まち・みどり公社の管理費補助金を廃止</li> </ul>	第2期における外郭団体の経営改革の方向性、取組項目の検討・決定	

### 5 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し

改革項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し	社会保障施策等検討部会における検討		
		社会保障施策の見直しについて、パッケージによる見直しを前倒しで実施	

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
改定後の相模原市外郭団体改革 推進計画に基づく取組			

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
社会保障施策の見直しについ て、パッケージによる見直し の取組を継続			

## 6 歳入確保策

改革項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市税収入等の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入確保対策検討部会における検討</li> <li>・市税と国民健康保険税の徴収一元化に向けた準備の実施</li> <li>・未申告者への催告や現地調査等による課税客体の補足強化</li> </ul>	市税と国民健康保険税の徴収一元化(組織改編)	
特定財源の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業の実施に当たって、特定財源のある事業を優先的に実施した。</li> <li>・国に対して、指定都市市長会を通じて大都市財政の実態に即応する財源拡充や税制改正に関する要望を行った。</li> </ul>		
地方交付税等の確保	地方交付税措置率の高い有利な市債の発行		
民間資金等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPP/PFIプラットフォームの開催</li> <li>・個別事業における民間活力の導入に向けた取組</li> </ul>		PFIガイドラインの策定
未利用市有地の売却・有効活用	未利用市有地等の有効活用に関する基本方針の作成	未利用市有地の売却及び利活用の促進	
私立保育所等に無償貸付を行っている市有地の有償貸付等の検討	各施設管理者との有償貸付の在り方に係る意見交換の実施	対象施設との意見交換の結果等を踏まえた、有償貸付の方針等に係る検討及び意思決定	令和6年度からの有償貸付開始に向けた準備業務の実施
更なる財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税の返礼品登録の拡大に向けた取組の実施</li> <li>・相続財産等に係る寄附に関するリーフレットの作成</li> <li>・企業版ふるさと納税の活用に向けた取組の実施</li> <li>・ネーミングライツや有料広告による歳入確保</li> </ul>	相続財産等に係る寄附の受入れ基準の作成に向けた検討	
使用料・手数料の見直し	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し方法について検討	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直しの実施	市民等への周知、改正条例の施行
「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養策	歳入確保対策検討部会における検討(再掲)		戦略的な政策による税源涵養の方策について決定



令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(第1期の取組を継続)			
徴収体制の更なる効率化、徴収組織体制の強化等の検討			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
インターネットオークションの導入等による資産活用推進のための環境整備の検討			
契約更新時等に順次有償貸付へ移行			
(第1期の取組を継続)			
クラウドファンディング型寄附制度の導入に向けた検討			
(第1期の取組を継続)			
・事務事業の立案・選択に当たっての税源涵養の視点のルール化の検討 ・税源涵養関連経費に係る重点的な予算配分の仕組みの検討	検討結果に基づく取組の推進		

## 7 政策決定プロセスの見直し及び職員の意識改革促進策

改革項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戦略的・効果的な行財政運営を行うための仕組みづくり	総合計画推進プログラムの策定に向けた取組の実施(政策的基幹事業の設定等)	総合計画推進プログラムの進行管理及び次期総合計画推進プログラムの策定(更新)に向けた取組の実施	
新規事業提案に当たってのルールの整備	新規事業提案に当たってのルールに基づく意思決定		
働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA導入促進</li> <li>・サテライトオフィスの拡大</li> <li>・モバイルワークの導入</li> <li>・「市組織運営の改善に向けた取組方針」に基づく取組の実施</li> </ul>	テレワークを始めとするモバイルワークの推進	方針に基づき整備した仕組みを各所管課が運用及び管理
構造改革提案(職員提案)の実施	特に財政効果や業務効率化が見込まれる127件の職員提案について、進行管理を行うこととした。	127件の提案を進行管理 ※34件の提案を実現	
職員の人材育成	人材育成のための研修の実施 ※研修所研修：55件 ※職場研修：517件	※研修所研修：87件 ※職場研修：574件	

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			
(第1期の取組を継続)			

## (資料編Ⅲ) 会議等の開催経過

### 1 庁内検討組織

#### (1) 行財政構造改革本部会議(幹事会)

本部会議	幹事会
	第21回 令和4年7月27日
第20回 令和4年8月18日	
	第22回 令和5年3月22日
第21回 令和5年4月28日	
	第23回 令和5年5月16日
第22回 令和5年5月24日	
	第24回 令和5年8月2日
第23回 令和5年8月25日	
	第25回 令和5年9月19日
第24回 令和5年9月28日	
第25回 令和5年10月17日	} 幹事会を兼ねて開催
第26回 令和5年10月25日	
第27回 令和5年10月30日	

#### (2) 部会

歳入確保対策検討部会	社会保障施策等検討部会
第1回 令和4年2月3日	第1回 令和3年11月24日
第2回 令和4年5月12日	第2回 令和4年4月21日
第3回 令和4年8月10日	第3回 令和4年5月30日
第4回 令和4年11月14日	第4回 令和5年3月3日
第5回 令和5年4月6日	第5回 令和5年5月17日
第6回 令和5年8月7日	第6回 令和5年7月13日
	第7回 令和5年8月25日
	第8回 令和5年9月6日
	第9回 令和5年10月12日

### 2 経営評価委員会

令和4年度 第1回 令和4年8月4日  
 第2回 令和4年11月15日  
 令和5年度 第1回 令和5年9月15日

## (資料編Ⅳ) 市民等への説明・対話の実施状況

### 1 タウンミーティング「まちかど市長室」

「相模原市行財政構造改革プランについて」をテーマとして、市長が幅広く市民と意見交換を行いました。

開催日	地区	参加者数
令和4年3月26日	藤野	10名
令和4年4月16日	東林、相模台・相武台	計12名
令和4年5月14日	小山・清新、中央・光が丘	計22名
令和4年5月28日	相模湖、津久井	計10名
令和4年6月11日	大野北、大野中	計7名
令和4年7月30日	麻溝・新磯、大野南	計5名
令和4年8月20日	橋本・大沢	2名
令和4年8月27日	横山・星が丘	5名
令和4年9月10日	田名・上溝	計6名

※城山地区は、参加希望者なしのため中止

### (主な意見)

行財政構造改革プランの項目	件数
I 緊急に行財政構造改革を推進すべき必要性	11
相模原市の財政構造	5
行財政構造改革の必要性	3
改革の先にある「潤いと活力に満ち、笑顔と希望があふれるまち さがみはら」	3
II 行財政構造改革の基本的な考え方	18
行財政構造改革の視点	17
改革プランの計画期間及び取組内容	1
IV 具体的な改革項目及び数値目標	70
〔第1期〕	54
歳出削減策	
○新たなまちづくり事業等の選択と集中	11
・(仮称)新斎場整備事業	2
・美術館(相模原)整備事業	3
・橋本駅周辺整備推進事業	1
・相模原駅周辺整備推進事業	3
・小田急多摩線延伸事業	2
○既存の公共施設等の見直し	20
公共施設見直し項目(ア)	5
・銀河アリーナ	5
公共施設見直し項目(イ)	8
・連絡所	2
・図書館相武台分館	4
・牧郷体育館	2
公共施設見直し項目(ウ)	3
・小学校	2
・保育所等	1

公共施設見直し項目(工)	1
・ 青少年学習センター・国際交流ラウンジ	1
公共施設見直し項目(オ)	3
・ 公民館	1
・ 児童館	2
○事務事業の選択と集中	5
・ イベント、大会、講演会等の見直し	2
・ 物件費の縮減等	1
・ 補助金の見直し	1
・ ICTの活用による経費の削減	1
歳入確保策	
○市税収入等の確保対策	2
○特定財源の積極的な確保	1
○地方交付税等の確保	1
○更なる財源確保	3
○未利用市有地の売却・有効活用	1
○使用料・手数料の見直し	1
政策決定プロセスの見直し及び職員の意識改革促進策	
○戦略的・効果的な行財政運営を行うための仕組みづくり	1
○働き方改革	4
○構造改革提案の実施	3
○職員の人材育成	3
〔第2期〕	16
歳出削減策	
○扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し	2
○総人件費の抑制	5
歳入確保策	
○「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養	9
V 行財政構造改革の推進方策	9
市民等への説明・対話の実施	6
行財政構造改革の進捗管理	3
その他	98
まちかど市長室の運営について	1
市政一般に対する施策の提案、要望	96
プランの構成について	1

※上記のほか、改革項目におけるまちづくり事業や既存の公共施設等の見直しの取組及び第2期から着手する扶助費を始めとする社会保障施策の見直しの検討に当たっては、関係団体や市民等への説明・意見交換を行うなど、丁寧な対話に努めています。

